令和5年度文化の日記念「文化振興事業」実施要領

1. 目的

文化の日を記念し、日ごろの生涯学習活動並びに文化活動の成果 を展覧及び発表する団体を支援することにより、常滑市の文化の振 興及び向上を図る。

2. 主催

常滑市教育委員会

3. 対象期間

令和5年10月1日(日)から令和5年11月30日(木)まで

4. 対象事業

期間中に開催され、次の各号に定める条件を満たした事業とする。

- (1)生涯学習活動や文化に関する事業で、教育委員会が適当であると認めた事業であること。
- (2) 営利を目的とした事業でないこと。
- (3)政治活動、宗教活動に関する事業でないこと。
- (4)開催にあたって保健衛生、危険防止等に関して十分な措置が講ぜられ、内容に問題点のない事業であること。

5. 事業への支援

文化振興事業として承認された場合、教育委員会から次の支援を得られることとする。

(1)市内公共施設(3公民館、市民文化会館、市体育館、サザンアリーナ)(以下「市内公共施設」という。)の施設利用料の減免 ※減免対象は1つの事業につき原則1か所(1部屋)とする。 やむを得ず2か所以上申請する場合は、会場を仮予約する前に 教育委員会に相談すること。

< 2 か所以上減免を認める場合の例>

市民文化会館ホールで事業を行う際に、併せて楽屋が必要な場合

減免期間は次のとおりとし、準備・片づけはこの期間に含むものとする。

(ア)公民館(部屋) 3日

(イ) 市民文化会館ホール 2日

(ウ)市民文化会館展示室 6日

(エ) 市体育館・サザンアリーナ 1日

- ※上記以外の施設における、利用・減免の可否については生涯学習スポーツ課に相談の上、施設の所管課と協議すること。
- (2) 市章入り賞状の交付

賞状を希望する団体は、市長賞・議長賞・教育委員会賞の3賞 の交付申請をすることができる。

6. 申請方法

「文化の日記念「文化振興事業」承認申請書」(様式1)に必要事項を記入し、生涯学習スポーツ課に提出すること。ただし、次のことに注意すること。

- (1)市内公共施設を使用する団体は、仮予約をしておくこと。(仮予約の申込期間が到来していない施設については、施設管理者に使用の了承をとっておくこと。)
- (2)参加費、入場料をとる場合は、営利目的でないことがわかる資料(収支予算書)を添付すること。
- (3) その他、教育委員会が特に必要とする書類を添付すること。

※市民文化会館を使用する際の臨時駐車場について

市民文化会館・中央公民館の駐車場として、市民文化会館地下駐車場(普通32台、軽24台)、南駐車場(45台)、ボートレース電光掲示板裏の駐車場(141台)(※競艇開催時は競艇利用者優先)を使用することができるが、追加で臨時に駐車場が必要な場合は、申請時に教育委員会に申し出ること。

7. 申込期間

令和5年7月1日(土)から令和5年8月31日(木)まで

8. 事業の決定

事業の決定については、教育委員会が事業内容の審査を行い、申 請団体に対してその旨を後日通知する。

9. 実施報告

申請団体は事業終了後1か月以内又は令和5年12月20日(水)のいずれか早い日までに「文化の日記念「文化振興事業」実施報告書」(様式2)を提出すること。

10. 注意事項

- ・申請できる団体は、構成員が5名以上で市内在住者が過半数を 占めること。また、活動内容が明確であること。
- ・備品の使用等、詳細は各施設の管理者と打合せをすること。
- ・承認後、内容等の変更をする場合は、教育委員会の承認を得る こと。変更の内容によっては、教育委員会は承認を取り消すこ とができる。
- ・承認された場合、ポスター・チラシ等の印刷物に「令和5年度 文化の日記念「文化振興事業」」と明記すること。
- ・ここに記載されていないことは、教育委員会が別途定める。